

# エイワ税理士法人 事務所ニュース

## 【税制改正特別号】

発行元：エイワ税理士法人

12月10日、令和3年度税制改正大綱が公表されましたので、特別号として速報でお伝えします。新型コロナウイルスの感染再拡大を踏まえ、固定資産税や住宅ローンの減税による負担軽減とともに、コロナ終息後の経済成長を見据え、菅政権が掲げるデジタル化・脱炭素化の分野での投資拡大促進にも重点が置かれています。

### 1. 新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた改正

新型コロナウイルス感染症による影響を軽減するための様々な措置が講じられました。

#### 土地の固定資産税の負担軽減措置

令和3年度からの3年間は地価が上昇傾向にあった令和2年1月の地価に基づき課税される予定でしたが、令和3年度に限り負担軽減措置が取られることとされました。

地価上昇により課税額が令和2年度を上回る場合、令和3年度の税額は据え置かれ、地価下落により課税額が減る場合はそのまま課税額が引き下げられます。

#### 住宅ローン減税の拡充

消費税率引上げに伴う特例措置（減税が通常より3年延長で適用できる）について、入居期限が令和4年12月末まで延長されました。

更に減税が適用される物件の対象が拡大され、床面積要件が50㎡以上から40㎡へ緩和されます。ただし、改正で新たに対象となる40㎡以上50㎡未満の物件については所得制限が厳しくなり、現在の3,000万円以下から1,000万円以下に引き下げられます。

#### 賃上げ・投資促進税制の見直し

コロナ禍において企業が従業員を解雇したり採用活動を中止したりと、労働者を取り巻く環境が激変していることを踏まえ、賃金を引き上げた企業ではなく、雇用の改善に取り組む企業を優遇する措置への見直しが行われました。

大企業が新規に採用した従業員への給与総額を前年より2%以上増加させた場合、その支給額の15%の税額控除を適用できることとされました。

中小企業では雇用維持も重要なため、新規採用に限らず、従業員全体の給与総額（継続雇用者給与との比較は廃止）が前年より1.5%以上増加していれば、税額控除を適用できることとされました。

#### 繰越欠損金の控除上限の特例の創設

新型コロナウイルス感染症の影響で赤字に陥ってしまった企業でも大胆な投資が出来るよう、繰越欠損金控除の措置が拡大されました。

大企業は控除できる欠損金の上限が所得金額の50%までとされていますが、改正後は100%控除へと大幅に引き上げられ、最長で5年間適用されます。

ただし、単なる租税回避の手段とならないように、具体的な投資計画を策定し、国の認定を受けた企業のみが対象となります。

## 2. 菅政権の主要政策実現のための改正

菅政権が掲げる主要政策の実現を税制面で後押しするための改正も盛り込まれています。

### デジタル・トランスメーション投資促進税制

デジタル技術で業務やサービスを変革するデジタル・トランスフォーメーションを後押しするための税制が創設されました。

業務効率化のためにクラウド環境でデータを共有するための設備投資を行った企業に対し、取得価額の30%の特別償却または3~5%の税額控除を選択適用できる税制が創設されました。

### 納税のデジタル化と申告書類への押印の原則廃止

現在、自動車税や固定資産税などの地方税は、決済アプリで支払える自治体もありますが、今後、所得税や贈与税などの国税も、30万円以下であれば決済アプリで支払えるようにする方針が打ち出されました。

また、確定申告などの税務手続きでの押印を原則、廃止します。

### カーボンニュートラル投資促進税制

菅総理は2050年までに温室効果ガス排出を実質ゼロにする「2050年カーボンニュートラル」を目標に掲げており、この目標達成に向け、生産プロセスの脱炭素化に寄与する生産設備などを導入した場合、令和3年度から3年間、その取得価額の50%の特別償却または5~10%の税額控除を選択適用できる税制が創設されました。

投資税制の税額控除は3~5%とされることが多い中、この税制では最大10%と異例の規模とされ、菅総理の本気度がうかがい知れます。

## 3. 当事務所が注目している改正

その他、当事務所が注目している改正をご紹介します。

### 過疎地域における事業用設備等に係る特別償却制度の拡充

過疎地域の雇用機会の創出・確保による人口流出の抑制及び人口流入の拡大を図るためには、民間企業による設備投資を促進することが必要であることから、特定地域における工業用機械等の6%~10%の特別償却制度のうち、過疎地域に係る措置について、過疎地域内で取得価額の合計が500万円以上の機械装置、建物等及び構築物の取得等をした場合、5年間に亘り普通償却限度額の32%~48%の割増償却が出来る措置に拡充されました。

### 経営資源集約化税制の創設

中小企業のM&Aは、事前の調査が不十分であるケースも多く、買収後に隠れた簿外債務などが発覚するリスクがあり、こうした買収後のリスクに備えるため、経営力向上計画に従って、他の法人の株式を購入・保有し、取得価額の70%以下の金額を「中小企業事業再編投資損失準備金」として積み立てた場合、5年間据え置きで損金算入できることとされました。

その他、M & Aに伴う設備投資についても、新たな類型として中小企業経営強化税制の適用を可能とし、取得価額の最大10%の税額控除または全額の即時償却が認められることとされました。

更に買収先の従業員を雇用し、給与等の総額を前年から一定割合以上増加させた場合、賃上げ税制の適用が受けられることとされました。

#### 教育・子育て資金贈与の特例措置の見直しと延長

教育・子育ての資金贈与の特例措置については、富裕層を優遇し、格差の是正に逆行する制度であるとの批判もありましたが、コロナ禍で所得環境が厳しくなっている若い子育て世代の負担を軽減するため、令和3年3月末までとされている適用期限が2年延長されました。

その一方で、富裕層による節税目的の利用を防ぐため適用条件を見直し、現行では、贈与した祖父母などが死亡した場合、贈与を受けてから3年経過していれば、使い切れていない残りの資金には相続税がかからないとされていた要件を見直し、贈与を受けた孫などが23歳未満や在学中である場合などを除き、相続税の課税対象とし、通常の税額に2割加算することとされました。

コロナ禍において在宅勤務やテレワークが進むなど新たな働き方が広がり、東京一極集中を是正する契機と捉え、過疎化の抑止策が講じられたり、また、菅総理は中小企業の生産性向上を重要課題の一つに掲げており、中小企業の労働生産性は大企業に比べて低いため、再編による規模拡大で生産性を高めるための措置も講じられたりと、地方の中小企業にとって注目の改正といえます。

教育・子育て資金贈与の特例については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、延長されましたが、今後の廃止の可能性もあるものと注目しています(詳細は後日発刊の当事務所ニュース12月号巻頭記事に掲載致します)。

## 4. その他の主要改正

### 株式対価M & Aを促進するための措置の創設

自社株式を対価として、対象会社株主から対象会社株式を取得する際の株式譲渡益課税を繰延べ。

### 自動車税及び軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長等

いわゆるエコカー減税を2年延長、クリーンディーゼル車は一部を除き対象外とする。

### 電子帳簿保存制度の見直し等

事前承認制度の廃止、手続きや要件の大幅な緩和を実施する。

### 中小企業向け投資促進税制等の延長

法人税の軽減税率特例、中小企業投資促進税制及び中小企業経営強化税制の適用期限を2年延長。

商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象業種を中小企業投資促進税制と同一とする。

### セルフメディケーション税制の普及促進

令和3年の12月末の期限を5年間延長し、健康診断結果の添付を不要にする(ただし、要保存)。

### ベビーシッター・認可外保育所の利用助成金の課税見直し

ベビーシッター等を利用した場合の地方自治体から助成金を所得税・住民税の非課税対象とする。

参考：令和3年度税制改正大綱  
(担当：事務所ニュース委員長)